

【一般社団法人 日本色彩心理学研究所会員規約】

本会員規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人 日本色彩心理学研究所（以下「当研究所」という）と、一般社団法人 日本色彩心理学研究所会員（以下「会員」という）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしている。入会しようとする者は、本規約に同意したうえで申込みを行ったものとする。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、一般社団法人 日本色彩心理学研究所（英語名称：The Japan Institute of Color Psychology）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、兵庫県神戸市中央区元町通5丁目3-18 グランディア神戸みなと元町7Fに置く。

（目的）

第3条

1. 本会は、色彩心理学や色彩心理学療法を通じて、「自然と共に生きる」という人類の課題に取り組み、心の健康の維持や、自然観の拡充など、社会を生きる人々の心の課題の克服に貢献することを目的とする。

2. 本会は、相互に情報を伝え合い、教育、健康、福祉などの領域において、色彩心理学および色彩心理学療法のさらなる普及を目指すこととする。

（活動内容）

第4条

1. 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- （1）色彩心理学の普及と標準化に係る活動
- （2）色彩心理学療法士の養成、研修に係る講座などの開催
- （3）色彩心理学療法士の資格認定
- （4）色彩心理学療法に関わる交流事業
- （5）機関誌、研究誌の発行
- （6）国家資格制度化の促進
- （7）その他、目的を達成するために必要な事業

2. 前項の活動内容として本会として次の実践を重点的に行い、当研究所、色彩心理学療法士及び会員の活性の維持、増進に勤めるものとする。

- (1) 当研究所は、一般社団法人として運営の基盤を会員の方からの会費（各種法人及び団体からの賛助会員を含む）及び寄付金などにおいており、会員はこれら基金の運営と管理に協力するものとする。
- (2) 現在、実践の学である色彩心理学は、その色彩の本質と関連するところのメカニズムを修得した色彩心理学療法士を主体にして自然の、社会の事象、現象の解明と改善へと展開している。このための活性維持のため療法士資格取得者は該当する会員へ登録し、この場を通じての情報交換、親睦推進を行うものとする。
- (3) 会員の情報交換・親睦推進は、まずは、個人間で主体的に、また、ホームページなどを通じて広く行うものとする。当研究所からは開催される公開講座、特別講座及び補講等の機会、開講に関する情宣等を定期的に行うこととする。
- (4) また、会員の活動が活性化、多様化し社会への色彩心理学及び色彩心理学療法士のシーディング及びニーズの醸成が進んだ時点では、当研究所を基盤としての確かなしごと機会の情報交換を行う場を提供することを企画し、実践してゆくこととする。
- (5) 以上の、会員環境及び活動目的を達成するため、色彩心理学療法士資格取得者は会員への登録をベースとした情報交換と親睦などによる活動、活性の維持を行うものとする。
- (6) 教材等の利用及び知的財産権の取り扱いに関しては、広く一般受講者及び一般会員にも関係するため、別途、規定する“学習教材等利用規約及びメソッド等知的財産権の保護について”等を順守するものとする。

第2章 資格の登録

（「登録資格」を呼称する活動を行う条件）

第5条 3級色彩心理学療法士、2級色彩心理学療法士、1級色彩心理学療法士（以下「登録資格」という）の有資格者が「登録資格」を呼称して活動するには、研究所に対し資格登録を行い、当研究所から発行される色彩心理学療法士としての会員ナンバーを保持しなければならない。

（資格会員の条件）

第6条

1. 当研究所が行う「登録資格」の各試験に合格した者で、所定の登録料および会費を納め登録をおこなった者を「資格会員」という。

2. 登録料および会費の内容、納入期限などについては、別に定める規定に基づくこととする。

（登録）

第7条

1. 当研究所が行う「登録資格」の各試験に合格した者で、所定の登録手続きを行った者を、本規約の第6条第1項に定める資格会員とする。
2. この登録手続きは、別に定める規定に基づくこととする。

(資格会員ナンバー)

第8条

1. 資格会員には、当研究所から色彩心理学療法士としての会員ナンバーが発行される。
2. 資格会員ナンバーは、相当する第3条および第4条に示す本会の目的と活動を果たしたことの一定の意味と権威の照査として使用される。

(資格会員の活動報告の義務)

第9条

1. 当研究所が定める規定により資格会員となった者は、当研究所が定める所定の用紙にて年2回活動報告を行い、当研究所、色彩心理学療法士及び会員の活性の維持、増進に勤めるものとする。
2. 活動報告は、毎年6月と12月に行うこととする。
3. 資格会員は、活動報告書を当研究所 HP よりダウンロードし、記入後、一般社団法人日本色彩心理学研究所あてに郵送または FAX することとする。
4. 当研究所は、1年以上活動報告がない資格会員においては、会員総会の議決を経て、その会員資格を停止することができる。ただし、休会届を提出した場合は、この限りではない。

第3章 会員

(会員)

第10条 本会の会員は、資格会員・一般会員から成り、各種別は次の通りとする。

(1) 資格会員種別

- ①認定会員は、1級色彩心理学療法士資格を得たもの、またはそれ相当の過程を修了したものとして会員総会にて承認されたものとする。
- ②正会員は、2級色彩心理学療法士資格を得たもの、またはそれ相当の過程を修了したものとして会員総会にて承認されたものとする。
- ③准会員は、3級色彩心理学療法士資格を得たもの、またはそれ相当の過程を修了したものとして会員総会にて承認されたものとする。

(2) 一般会員種別

- ①個人会員は、本会の目的に賛同し、本人からその旨の申込みがあり、会員総会にて承認

された個人とする。

②賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するために入会を希望し、会員総会にて承認された個人、企業など法人及び団体とする。

③学生会員は、本会の目的に賛同し、本人からその旨の申込みがあり、会員総会にて承認された学生とする。学生会員においては、入会申込書とともに学生証のコピーの提出を必要とする。

(入会)

第11条

1. 入会申込者(以下「申込者」という)は、当研究所所定の入会申込書を一般社団法人日本色彩心理学研究所 入会受付係あてに提出し、入会金(登録料)を納入し、会員総会の承認を得るものとする。

2. 入会金(登録料)は6,000円とする。

(入会の不承認)

第12条

1. 次のいずれかに該当する場合、会員の入会申込みがあつた場合でも承認を行わないことがある。この場合、申込者が入会申込書に記載した内容の不備、偽りの訂正に応じる場合を除いては、入会金、会費などの払い戻しは原則として行わないものとする。

(1) 申込者が入会申込書に記載した内容に不備、偽りがあつた場合。

(2) その他、当研究所が不適切と判断した場合。

(会費)

第13条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 資格会員

① 認定会員 12,000円

② 正会員 10,000円

③ 准会員 8,000円

(2) 一般会員

① 個人会員 3,000円

② 賛助会員 (個人) 一口10,000円
(法人及び団体) 一口50,000円

③ 学生会員 1,500円

(会員資格の発効と有効期間)

第14条

1. 会員資格の保有権利（以下「会員資格」という）は、当研究所が入会申込書を受け取った後、指定の金額の入会金（登録料）および年会費が支払われたことを確認し、会員総会の承認審査を経て、当研究所より会員資格が発生した旨を電子メールにて会員に連絡した時点より有効となる。

2. 会員資格の有効期限は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。4月以降に入会した場合も、有効期限は同様とする。

（会員情報の変更）

第15条

1. 会員は、入会申込書に記載した情報に変更が生じた場合、速やかに住所等登録内容変更届を当研究所 HP よりダウンロードし、変更した情報を正確に記入後、一般社団法人 日本色彩心理学研究所 入会受付係あてに郵送または FAX することとする。

2. 次のいずれかに該当し、会員等に不利益があった場合、その責任は入会申込者本人が負うものとする。

（1）入会申込書に記載した情報に変更が生じたにもかかわらず、当研究所に通知しなかった場合。

（2）変更した情報が不正確であった場合。

（3）会員の都合により情報の変更の連絡が遅れた場合。

（退会）

第16条

1. 会員は、当研究所所定の退会届を一般社団法人 日本色彩心理学研究所 退会受付係あてに提出し任意に退会することができる。

2. 所定の方法の申し出により退会した場合、有効期間終了をもって会員時に所有していたすべての権利が破棄される。

3. 入会金および年会費の払い戻しは、原則として行わないものとする。

4. 会員が、次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき

（2）会費を1年以上納入しないとき

（休会）

第17条

1. 会員は、病気やその他のやむを得ない理由で、会員としての活動が著しく困難な場合、休会の申し出を行うことができる。

2. 会員は、休会申請書を一般社団法人 日本色彩心理学研究所 休会受付係あてに提出

し、会員総会にて承認された場合のみ休会することができる。

3. 休会期間は1年以上2年未満とする。

4. 休会期間が2年を超えた場合は、自動的に退会となる。その際、本会から連絡はしないこととする。

5. 退会后、再入会する場合は、新たに入会金（登録料）・年会費が必要となる。

（会員資格の抹消）

第18条

1. 会員が次のいずれかに該当することになった場合は、会員総会の議決を経て登録を抹消することができる。

（1）会員との連絡が取れなくなった場合。

（2）1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りではない。

（3）会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

2. 会員は、前項の理由により会員資格を抹消された場合、会員資格の有効期間内であってもすべての権利を直ちに失うものとする。

（会員資格の停止、解除）

第19条

1. 会員が、次のいずれかに該当する場合、当研究所の判断で会員の資格を停止、解除できるものとする。

（1）暴力、犯罪にかかわる場合。

（2）当研究所、他の会員、その他当研究所に関係する者の対する侮辱的言動または暴行、傷害、脅迫等の行為がなされた場合。

（3）当研究所、他の会員、その他当研究所に関係する者の著作権やプライバシーを侵害する行為がなされた場合。

（4）入会申込書の内容に虚偽の記載があったと発覚した場合。

（5）その他、当研究所が不適合と判断した場合。

2. 会員は、前項の理由により会員資格を停止、解除された場合、会員資格の有効期間内であってもすべての権利を直ちに失うものとする。

（会員資格の喪失）

第20条

1. 次のいずれかに該当する場合、会員は資格を喪失するものとする。

（1）会員から退会の申込みがあった場合。

（2）退会の申し出がなく、年会費が1年以上未納の場合。

- (3) 会員が死亡した場合。
- (4) 会員として登録している法人または団体が消滅した場合。
- (5) 当研究所が消滅した場合。
- (6) 会費が本規約に違反した場合。
- (7) 会員が本規約または法令に違反した場合。

(会員資格喪失に伴う権利喪失)

第21条 会員は、第20条第1項(2)～(7)の理由により会員資格を喪失した場合、会員資格の有効期間内であってもすべての権利を直ちに失うものとする。

(会員資格喪失後の債務)

第22条 会員は、第18条から第20条により会員資格を喪失した後も、当研究所に債務がある場合には、速やかに精算を行うものとする。

(会費の返金)

第23条 会員の意思により支払われた会費は、当研究所に過失がない限りは払い戻しを行わないものとする。

(禁止事項)

第24条 会員は、無断で当研究所の名称を使用し、宣伝や営利活動を行わないこととする。

第4章 知的財産権の帰属

(権利の帰属)

第25条 当研究所が開催する講座で使用する教材、及び、著作物は、原則として、当研究所の創作によるものであり、それらに関する著作権、その他の知的財産権は、当研究所に帰属するものとする。

第5章 知的財産権、著作権等の取り扱い

(権利の取り扱い)

第26条

1. 会員は、当研究所による講座等で得た教材、資料、技術、及び、著作物等は、あくまで個人の利用の目的、個人の学習の目的のみに開示するものであり、当研究所の指導の範囲を超えて無断で他の営利目的に利用(改変を含む)することはできない。

2. 会員は、当研究所の施設内で実施する色彩心理学療法内容及びワーク学習内容、及び色彩心理学療法方法及びワーク方法(手順及び材料利用等)についての知的財産権は当研究所に帰属しており、あくまで個人の利用にのみ限定しているため、他の営利目的に利用(改

変を含む) することはできない。

(色彩心理学療法士など資格取得者の展開における知的財産権・商標の取り扱い)

第27条 学の品質維持及び当研究所、及び色彩心理学療法士等の資格者の知的財産権の確保のため、当研究所の有する講義資料及び色彩心理学療法内容及びワーク学習内容及び色彩心理学療法方法及びワーク方法(手順及び材料利用等)等は、当研究所が授与した対応する資格者のみが、当研究所の許諾取得の上で利用できるものとする。

第6章 個人情報の取扱い

(個人情報)

第28条 個人情報とは、会員の氏名、法人名、性別、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを言う。

(個人情報の取扱い)

第29条

1. 当研究所は、別途定める「個人情報の取扱い」に従い、会員の個人情報を適切に扱うこととする。
2. 会員は、第三者へ個人情報を開示しないようプライバシーの保護に努めることとする。

第7章 免責事項

(当研究所の責任の範囲)

第30条 次のいずれかの事由により、当研究所と会員との間に不具合が生じた場合、当研究所は責任を負わないものとする。

- (1) 天災、自然現象、通信回線のトラブル等、当研究所の責めに帰さない事故により情報伝達の遅れ等が生じた場合。
- (2) 第18条から第20条により、会員資格を喪失したことにより損害が生じた場合。
- (3) 当研究所の施設内において盗難および紛失等が生じた場合。

第8章 損害賠償

(損害賠償に関わる責任)

第31条 当研究所と会員または第三者間で生じた損害の責任は次にあげるとおりとする。

- (1) 会員が当研究所に対し何らかの損害を与えた場合には、会員は損害の支払いの責を負うものとする。
- (2) 会員と第三者の間でトラブルが生じた場合、当研究所は責任を負わないものとする。
- (3) 当研究所に重大な過失があり、会員に対し責任を負う場合は、該当する会員の年会

費 1 回分を上限とする。

第 9 章 附則

(会員資格喪失後の規約の有効範囲)

第 3 2 条 会員は、会員の資格を喪失した後も永続的に、本規約の第 5 条および第 2 1 条から第 3 2 条の内容の効力を受けるものとする。

(規約の追加)

第 3 3 条 本規約に定めのない事項については、当研究所の判断により順次追加を行う。

本規約は、令和元年 6 月 1 日から施行する。